

## 事務局

今年の7月から農地中間管理機構から農地の流動化ということで、市役所事務局に週1回来ていただいています さんです。

## 事務局

農地中間管理事業をやっています東京都農業会議というところから参りました 。です。青梅市農業委員会の皆さまにおかれましては、日頃より都会議のご理解ご協力を賜りまして感謝いたします。週に一度、青梅市役所さんの方にお伺いさせていただいております、農地中間管理事業、農地の市街化区域以外の農地の貸借に関する業務のお手伝いをさせていただいております。またこれから地域の皆さまと一緒に地域計画の作成等々を、青梅市さんと協力を図りながら、東京都農業会議ですので他の市町の情報をうまく交換しながらお互い協力しあって、地域計画並びに農用地促進計画の作成に努めてまいりますので皆さま何卒よろしくお願ひ申し上げます。

## 議長

農業委員現在数14名、出席14名、よって、会議は成立いたしました。

これより令和5年度第6回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第6番吉野委員さん、第7番 儘田委員さんを指名いたしますのでよろしくお願ひいたします。

なお総会の会議内容につきましては、農業委員会等に関する法律 第32条により公開することが定められております。後日、事務局が議事録を作成し、公開することを御了承ください。

あわせて、御報告や御質疑等、発言の際には、初めに議席番号および氏名を申し上げていただきますようお願いいたします。

新任の委員さんにつきましては、日程4の議案審議の例を記載した書類をお配りしておりますので、御参考にしていただければと思います。

次に、諸報告について事務局から報告願ひます。

## 事務局

前回の総会から今日までの日程行事につきまして報告をいたします。8月2日

瑞穂町役場にて、西多摩農業委員会の臨時総会が開催され、加藤会長にご出席いただきました。8月9日 青梅市畜産振興会の総会が霞共益会館で開催され、加藤会長にご出席いただきました。8月10日 青梅市担い手育成総合支援協議会を市役所で開催いたしまして、石川職務代理と町田土地部会長にご出席をいただきました。8月17日 東京都農業会議の臨時総会が四谷の主婦会館で行われ、加藤会長にご出席いただきました。8月23日 青梅市農業振興対策協議会が市役所で開催され、加藤会長と久保田農政部会長にご参加いただきました。8月24日 西多摩農業改良普及事業協議会が農林水産振興財団青梅庁舎で行われまして加藤会長にご参加いただきました。

## 議長

次に日程4の議案審議に入ります。

議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」5件を上程いたします。

それでは、整理番号1番について、野村委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号2番 野村です。

整理番号1番について説明します。

8月16日 事務局と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

この畑にはトウモロコシ、サツマイモ、里芋、ミニトマト、枝豆が栽培されていました。ジャガイモが収穫した直後の状態でした。畑の隅の方に柿、栗などが植えてありました。本人の立会いがなかったのですが、畑の広さに比べて栽培されている作物の面積が少なく、草が目立ち、草の肥培管理の指導を事務局に対して、本人に伝えてもらうようお願いしました。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号2番について、梅田委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号10番 梅田です。

整理番号2番について説明します。

8月16日 本人立会いの下、事務局と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

この畑は、イチジク、ブルーベリー、ザクロが栽培され、草一つなく、この暑さの中、大変きれいにしていました。全体的に畑として問題なく管理されておりました。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

今お手元に地図があると思いますが、これを見ながら場所等を確認していただけたらと思います。

整理番号3番について、石川委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号11番 石川です。

整理番号3番について説明します。

8月21日 事務局2名と本人立会いの下、現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

この畑は植木の畑で、クヌギ、カリンが植えてありました。クヌギはかなり大きくなり売れないので、伐採してシイタケの原木にするそうです。カリンの方も年内には撤去して、今後は野菜畑にするとのことでした。空いているところもありましたが、草もなくきれいに管理されていることを確認しました。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号4番について、町田委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号 1 2 番 町田です。

整理番号 4 番について説明します。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番は一団の畑で、ネギ、サツマイモ、キュウリ等、露地野菜が植えてありまして、雨が降らないので収穫がないような感じでしたが、草等は管理されていました。

地番は草は多少はありましたが、竹が生えてきて耕耘しても、耕運機が小さいのでひっかかり耕耘ができないような状況だそうです。トラクターを借りて耕耘していただいて露地野菜を作っていただくような話をしました。肥培管理はされていたので大丈夫だと思います。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号 5 番について、宿谷委員さんの説明をお願いします。

## 委員

推進委員 宿谷です。

整理番号 5 番について説明します。

8 月 1 6 日 本人立会いの下、事務局と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

現在、インゲン、里芋、ナス、オクラが栽培されておりました。この暑さで元気がないようでしたけれども、畑も整備されておりました、問題なく管理されておりました。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

## 委員

議席番号 8 番 新井です。

5 番の特例適用所在地の地番が地図に線で囲ってあるのですが、該当農地ではないので耕作していないということでもいいのでしょうか。

## 事務局

地図の 2 7 番をご覧ください。地番は間違いです。

## 議長

ここで雨も降ったり陽気がいいと草の伸びも早くなり、草の管理の方が大変かと思えますけれども、ぜひ気が付いた時には、声をかけていただくようお願いします。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

## 議長

挙手 13 名により、可決されました。

よって、議案第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」5 件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

## 議長

次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について（移転）」2 件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について（移転）」を御説明申し上げます。議案の 2 ページを御覧ください。

## 事務局

整理番号 1 番

譲渡人の                      さんから譲受人の                      さんへの売買契約でございます。

《議案参照。読み上げる》

本案件について、農地法第 3 条の許可を得るためには、“農地法第 3 条第 2 項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第 2 号 別紙 1》の調査書を御覧ください。

まず、第 2 項第 1 号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第 2 項第 2 号。本案件については、個人ですので、適用致しません。

次に第 2 項第 3 号。本案件についても、信託ではございませんので、適用致しません。

次に第 2 項第 4 号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により 150 日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

次に第 2 項第 6 号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第 2 項第 7 号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、露地野菜を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

以上のとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

なお、現地調査でございますが、8 月 21 日に石川委員さんと行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

## 事務局

次に整理番号2番

こちらは、譲渡人の                      さんから、譲受人の                      さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件についても、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第2号 別紙2》の調査書を御覧ください。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

本案件についても、露地野菜を作る計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、8月21日に石川委員さんと行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1、2番について、石川委員さんの補足説明は何かございますか。

## 委員

議席番号11番 石川です。

整理番号1番について説明します。

8月21日 事務局2名と現地調査を行いました。

さんが養鶏農場をやっているということで、この畑には餌になるトウモロコシを植えていくそうです。本人の立会いがなかったのですが、事務局の方から話を聞きました。私が気になるのが、                      さんが住んでいるのが八王子なので、トウモロコシの作付けをしてから管理が少し気になるなと思っています。今後、私も同じ藤橋なので、管理状況を見ていきたいと思っております。よろしくご審議をお願いいたします。

## 委員

整理番号2番について説明します。

8月21日 事務局2名と さんご家族立会いの下、現地調査を行いました。

この田んぼは地図で見てもらうとわかるのですが、全てが田んぼなのですが、天皇塚水田と言われているところで、お米作りをしております。何も問題ないと思われます。ただ先ほど議案第2号の別紙2、一番最後の第2項第6号、申請地が露地野菜と書いてあるのですが、ここはお米を作っています。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

今言われたのは、露地野菜ではなく、お米を作るとのことですので訂正をお願いします。

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 委員

議席番号9番 高山です。

整理番号1番の面積なのですが合っていますか。

## 事務局

地番が計算に含まれていなくて全部で  $m^2$ になります。申し訳ありません。

## 議長

議案1ですが、トウモロコシを作るということですが、雨が降ると水がすごいたまる場所なんですね。今年も台風だった時は、道沿いの方に深く掘って、水路的にやっているのですが、その辺はわかってやっているのでしょうか。

## 委員

議席番号11番 石川です。

聞いてみたところ1年かけて土壌改良をしていくとのこと。今の状況だとこの地図でいうと、西側の方が水が溜まりやすいので、土をいれるかは聞いていないのですが、今後土壌改良していくという話は聞いています。

## 議長

ここの近くで田植えをしているんですね。もし皆さんも今度稲刈りがありますので、その時には顔を出していただいて、この場所を見たり稲刈りをしていただけたらなと思います。

## 議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

## 議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」2件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

## 議長

次に議案第3号「農業委員会による非農地証明について」1件を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは議案第3号「農業委員会による非農地証明について」御説明いたします。農業委員会による非農地証明につきましては、登記地目が畑もしくは田のものについて、山林の様相等を呈しているか、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる状態の場合、非農地状態であることを農業委員会が証明するものでございます。

宅地以外の非農地証明については、原則農業委員会のみ判断で非農地の証明を行うことができます。

それでは、整理番号1番について御説明いたします。

本件につきましては、《議案第3号 別紙1》のとおり、非農地状態であることについての証明願が、農業委員会に対してあったものでございます。(願出者・地番・面積を読み上げ)

議案第3号別紙2は写真撮影方向図となっております。議案第3号別紙3は現況写真になります。

申請地は、木が繁茂していて山林の様相等を呈していること、当該地周辺が山林の様相を呈していて、日当たりが非常に悪いことから、青梅市農業委員会の内規にあります「ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当するとして、非農地証明に相当すると考えます。

なお現地調査は地区担当の宿谷委員と行き、加藤会長と町田土地部会長には現地の状況について説明しております。

以上でございますよろしくご審議お願いいたします。

#### 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、宿谷委員さんの補足説明はなにかございますか。

#### 委員

推進委員 宿谷です。

整理番号1番について説明します。

8月16日 現地調査を行いました。

現況が写真で見にくいかと思いますが、いくらか草が生えていまして、証明の願い通り判断をいたします。よろしくご審議をお願いします。

#### 議長

30と書いてあるところの地図を見ていただければと思います。

#### 委員

議席番号8番の新井です。

地図の30に小曾木と書いてあると思いますが、小曾木の間違いだと思います。

#### 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

#### 議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第3号「農業委員会による非農地証明について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

#### 議長

次に議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」2件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

#### 事務局

それでは議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」御説明致します。議案の4ページを御覧ください。

今年度より、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部が改正され、農用地利用集積計画が農用地利用集積等促進計画に名称が変更になりました。

また、手続きの流れも一部変更がございましたが、農業委員会としては、これまでと同様、市長からの意見照会に基づき、農用地利用集積等促進計画の内容の審議をすることになります。

本件は、農地所有者より農業会議へ農地中間管理事業による農用地等貸付希望申出書の提出および、借受希望者より農用地等借受応募書の提出がありましたので、東京都農業会議より青梅市に対して、農用地利用集積等促進計画の事前協議がございました。

それでは、整理番号1番を御説明いたします。

整理番号1番 議案参照 読み上げ

なお、借り人の さんですが住民票は文京区となっておりますが、成木にも住居をもっており、現在はそちらを拠点に青梅市内で農業に取り組んでいます。

本案件について、農用地利用集積等促進計画を作成しました。こちらについては議案第4号別紙1を御覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、この促進計画については農業委員会の意見を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり促進計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

こちらは新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。契約期間は2023年10月1日から2033年9月30日までの10年間です。

また、権利の設定には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第4号 別紙2》の調書を御覧ください。

◎農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項

はじめに、第1号「基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること」でございますが、 さんは認定農業者であり、認定農業者等の中核的な担い手への農地の集積として、経営規模の拡大や農地の集約化を図ろうとするものであり、都の基本方針構想及び農業会議の規定に適合するため、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、権利の設定を受ける者の保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、

## 事務局

現地調査にて権利の設定を受ける者は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため、ともに該当すると考えます。

続いて第3号のイとロについては、適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である使用貸人、使用借人の両者に促進計画を確認いただき同意をもらっております。従いまして全ての権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項各号の要件と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、露地野菜を栽培する予定になっております。

現地調査につきましては、8月21日に石川委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

次に整理番号2番。

《議案参照。読み上げ》

こちら農用地利用集積等促進計画を作成いたしました。

《議案第4号 別紙3》の農用地利用集積等促進計画を御覧ください。

新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は2023年10月1日から2028年9月31日までの5年間。

裏面以降は、使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されております。

こちらについても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件が満たされていることが求められます。こちらに関しまして、《議案第3号別紙4》の調書の通り要件を満たしていると考えます。

また、申請地においては、露地野菜を行う予定になっております。

現地調査につきましては、8月21日に町田委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番につきまして、石川委員さんの補足説明は何かございますか。

## 委員

議席番号11番 石川です。

整理番号1番について説明します。

8月21日 事務局2名と本人立会いの下、現地調査を行いました。

育苗用のビニールハウスを1棟20メートルほどのハウスを建てて育苗をやるのですが、そこを作業場としても使いたいとのことでした。1,000 m<sup>2</sup>あるので、空いている場所はナスを作り、そのあとサツマイモを作り、緑肥をするという感じで畑を回していきたいとのことでした。他にも畑を借りていて、しっかりやられているとの事ですので問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号2番につきまして、町田委員さんの補足説明は何かございますか。

## 委員

議席番号12番 町田です。

整理番号2番について説明します。

8月21日 事務局2名と本人立会いの下、現地調査を行いました。

前、影山さんが貸していた植木屋さんが苗木をたくさん植えてあり、そのまま放置されているところです。色々と苦情がありまして、返していただいて今度はさんに貸すことになりました。10月頃から緑肥を入れて、状態を良くしたいということでした。前回、周りの農家の方々に迷惑をかけている場所なので、肥培管理をちゃんとしてもらう話をしました。緑肥をたい肥としてやるので、雑草が生えるので近所の方に迷惑をかけないように、周り1メートルは草を刈ると本人が申し出ておりましたので、安心して貸してもいいのかなと思いました。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 委員

議席番号3番 森田です。

整理番号1番について質問です。      さんは文京区にお住まいですが、認定農業者ですよね。どこで認定農業者の申請をされたのでしょうか。

## 事務局

青梅市です。

## 委員

住所はどこでも認定農業者の申請は青梅市で出来るのですか。

## 議長

成木に住んでいて成木で申請をしています。

## 事務局

農業経営基盤強化促進法の中で、認定農業者を認定するにあたって、住所に関しては規制がないのですが、基本的には農地があるところで皆さん申請をしていただいて、農地が市町村をまたがって両方をもっているとなると、それぞれの市町村に申請するのではなくて、広域認定という形で東京都に申請という形で、どこに農地があるかで申請するところが違ってくるというお答えになります。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

## 議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用利用集積等促進計画案について」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 議長

次に議案第5号「都市農地の賃借の円滑化に関する法律第4条1項の規定による事業計画の認定についての決定について」2件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは議案第5号「都市農地の賃借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の認定についての決定について」御説明いたします。議案の5ページを御覧ください。

本議案につきましては、青梅市が、貸人および借人から、生産緑地の賃借に係る「都市農地の賃借の円滑化に関する法律」にもとづく事業計画認定の申出を受け、各案件について、青梅市長より青梅市農業委員会へ計画審査が依頼されたものでございます。

それでは、整理番号1番について御説明いたします。

### 《議案参照。読み上げ》

事業計画の認定を受けるためには、都市農地の賃借の円滑化に関する法律第4条第3項の要件を満たす必要があります。この判断については《議案第5号 別紙1》の調書および1枚おめくりいただいて、《議案第5号 別紙2》の申請書を御覧ください。

まず、申請者が当該生産緑地に常時従事する農業者のため、別紙1の第1号から第3号までの要件を満たす必要があります。本人との面談および別紙2の申請書に基づいて判断しております。

第1号。事業の内容が都市農業の有する機能の発揮に特に資するものとして、農林水産省令で定める基準に適合していることが求められますが、生産した農産物の5割以上を青梅市近郊で販売する予定のため、都市農業の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業の内容に関する基準「1」のイを満たすと考えられます。また、適切に除草することを確認しましたので、基準「2」を満たすと考えられます。

次に第2号。耕作の事業により、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと認められることという要件ですが、申請地でネギ、白菜を栽培していく計画のため、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

最後に第3号。農地の全部効率利用がされることという要件ですが、申請人の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれると考えております。

以上のとおり都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の各要件を満たすため、事業計画の認定要件を満たしていると考えております。

また、農地所有者は主たる従事者の業務として、借受人の従事日数の1割に当たる年間35日間当該生産緑地の見回りを行っていくことになっております。

《議案第5号 別紙3》は、当人同士でとりかわす賃借契約書の案となります。内容については貸付人および借受人ともに承諾済みです。

現地調査でございますが、8月23日に森田委員さんで行いまして、調査結果は認定するに相当であるとの判断となっております。

次に、整理番号2番について御説明いたします。

《議案参照。読み上げ》

本案件につきましても、事業計画の認定を受けるためには、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の要件を満たす必要があります。この判断についても《議案第5号 別紙1》の調書および《議案第5号 別紙4》の申請書を御覧ください。

本案件につきましても、申請者が当該生産緑地に常時従事する農業者のため、第1号から第3号までの要件を満たす必要があります。

各要件につきましては、整理番号1番と同様のものとなるため省略させていただきますが、《議案第5号別紙4》の内容からみて、本案件につきましても同様に、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の各要件を満たすため、事業計画の認定要件を満たしていると考えております。

《議案第5号 別紙5》は、当人同士でとりかわす賃借契約書の案となります。

内容については貸付人および借受人ともに承諾済みです。

なお、           さんにつきましては、現地のハウスで育苗栽培予定とのことでした。

## 事務局

現地調査でございますが、8月23日に久保田委員さんで行いまして、調査結果は認定するに相当であるとの判断となっております。

以上でございます、よろしくご審議お願いいたします。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、森田委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

議席番号3番 森田です。

整理番号1番について説明します。

8月23日 事務局2名と本人立会いの下、現地調査を行いました。

現状はトラクターで耕耘してある状態です。地番は一団の畑でトラクターで耕耘しており、白菜、大根などの冬野菜を作付けしていく予定だそうです。地番も一団の畑になっていまして、ネギが作付けされていまして。本人と話をしましたが、一生懸命やっていきたいという意向でしたし、今回貸す方が私の隣の家の方なので、この畑もよく知っているのを目を光らせていきたいなと思います。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号2番について、久保田委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

議席番号5番 久保田です。

整理番号2番について説明します。

8月22日 事務局2名と本人立会いの下、現地調査を行いました。

現状はここは梅が栽培されておりまして、今後、梅を伐採して、ここにビニール

ハウスを建てて、野菜の苗を栽培するという意向を聞いております。特に問題はありません。よろしくご審議をお願いします。

#### 議長

何かご質疑ございますでしょうか。

#### 委員

整理番号 8 番 新井です。

整理番号 1 番で、農業経営面積 0 という さんが今回の申請が 4,000 m<sup>2</sup>あり、2 年で 4000 m<sup>2</sup>のうち 3600 m<sup>2</sup>がなくなってしまうので、どうなのかなと思ひまして。

#### 事務局

相続のことを気にされていて、とりあえず 2 年ということで特に何もなければ、また新たに更新していただけるという話になっているのですが、最初は短めに 2 年ということで契約をいただきました。

#### 議長

相続の先のことなのでわからないですけれども、出来ればより長く借りていただければなと思ひます。

#### 議長

御意見、御質問等ないので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

#### 議長

挙手 13 名により、可決されました。

次に議案第 6 号「青梅市農業経営基盤強化促進基本構想(青梅市農業振興計画)の変更に対する意見について」を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

議案第6号について御説明いたします。青梅市農業経営基盤強化促進基本構想の変更に伴い、青梅市長より青梅市農業委員会へ意見を求められたため、提案させていただきました。別紙の「農業経営基盤強化促進法の改正にもとづく青梅市農号経営基盤強化促進基本構想の主な改正点」をご覧ください。

以上が今回の主な改正点となります。詳細につきましては、次ページからの青梅市農業振興計画の変更点が新旧対照表となっていますので、ご覧いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

以上で事務局の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 委員

議席番号9番 高山です。

この総合的なのというのは、具体的にどのようなことをいうのでしょうか。

## 事務局

今までは効率的かつ安定的な農業という言葉でして、効率的かつ安定的なのというのは何かをネットなどで調べました。農林水産省のホームページで、そのようなことが書いてあるのですが、他産業なみの所得を得られる、例えば300万円年収があったりだとか、労働時間が一定より低いとか、そういったことを指して効率的かつ安定的なのというのが定義されていたところだったんです。今回、法律改正で効率的かつ総合的なのというところが変わったのですが、そこを調べてみたのですが、農林水産省の意図で総合的なのという形に法律の条文自体が、効率的かつ総合的なのという形になったので、それに合わせて東京都と市町村の方も変えなさいということと言われて、このような形にしているのですが、総合的なのというところの意味が安定的なのというところと何が違うのかということろまでは、今回は把握しきれませんでした。

## 議長

総合的なという言葉は何にでも使えてしまうので逃げ道になってしまいますよね。

#### 議長

調べてみて総合的なというのはこういうことでしたということメールでお伝えしてもらえるといいと思います。

#### 委員

議席番号9番 高山です。

2ページの上から2行目あたりの、農業経営を営む青年等とあるのですが、その等とはいくつか入っているのだと思うのですが教えてもらいたいです。

#### 事務局

基盤強化促進法の中で、条文の中にある言葉なのですが、青年は法律の中では、いわゆる45歳未満の方が青年と定義される方で、等というのは45歳以上であってもこれらの経歴で一定の農業経営に生かせる技術とかある方であれば、65歳未満でも青年等就農計画、新規就農者になりえる資格が持てるんですね。いわゆる45歳以下だけではなくて、一定の条件を満たす方もいらっしゃるんで、青年等についているということになります。幅広くしているということです。

※などをつけて最後の注釈のところで、※青年等とはという形で補足説明を加えるなど出来るかどうか東京都と相談してみます。

#### 委員

議席番号14番 榎戸です。

お話に出ていた新規就農を希望するというのは、後継者というのはいなくて新規就農者ということですか。

#### 事務局

あくまで基盤強化法の中の定義されている青年等ということになります。後継者という言葉自体は、基盤強化法の中で定義されていないことなのですが、後継者の方であったとしても、例えば、親御さんと経営を分けて、自分の売上と口座を管理されて、農業経営で農作業が別、畑も分かれていて経営も別というのであれば、そういった方でも青年等の中に含まれるという形で、認定新規就農者というのも当然そういった方もなれます。

## 委員

議席番号14番 榎戸です。

第4の農地利用に占める面積起案のところに14%とあって、令和7年の農地面積が422ヘクタールとに対する割合が14.4%とあるのですが、これは今井の畑も加味すると、平成37年と数値が変わってくるのかということと、農地面積を算定すると61ヘクタールとなると書いてあるのですが、これが平成37年と変わらない数値なのでしょうか。

## 事務局

その議論も東京都の方と事前にしました。これを作っている最中にちょうど今井4丁目の8月10日に告示がありまして、その農地の面積も減少するように決定したというのがあるのですが、これを作っている段階でそれが確定ではなかったというところで、数字は同じような形にしています。東京都の基本方針の中でも面積のシェアの目標を少し変えてはいるのですが、今回そこまではいじらないというところで東京都と調整しまして、青梅市の農業振興計画が再来年くらいには変わる形になりまして、農業振興計画を変えるときに基本構想というの、一緒に合わせて変える予定ではありますので、その辺の数値の変更もその時に一緒にしましよと東京都と調整をさせていただいています。

## 委員

議席番号14番 榎戸です。

61ヘクタールというのは認定農業者の方の耕地面積なのですか。

## 事務局

そういった方々が安定的な収入を得るためには、どれくらい必要かという事を集積をしていくと、だいたい青梅市で61ヘクタールになるということになります。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第6号「青梅市農業経営基盤強化促進基本構想(青梅市農業振興計画)の変更に対する意見について」は協議結果とおりの意見はなしとして回答をいたします。

議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、2件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、3件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、10件で3ページから4ページに記載されたとおりです。

次に「その他事務処理 耕作証明の願出について」は、1件で5ページに記載されたとおりです。

議長

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後 3 時 5 0 分から開会いたします。